

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③その他有価証券

a. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

b. 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①番組勘定

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②商品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

③仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

④貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	: 3～50年
構築物	: 3～50年
空中線設備	: 5～10年
機械及び装置	: 2～17年
通信衛星設備	: 11～15年
工具、器具及び備品	: 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年から10年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、放送事業者が加入者に債権を有している基本料、加入料及び視聴料等に対して、当社が料金収納サービスを行うことに伴って発生した売掛金については、加入者からの過去の一定期間の回収実績を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11～19年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間(12、17年)による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

1-4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

1-5. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段 為替予約
- b. ヘッジ対象 外貨建予定取引及び外貨建債権債務であります。

③ヘッジ方針

内部規程に基づき、為替変動リスクを回避する目的で為替予約を実需の範囲内で利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。

1-6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

(株)スカパーJSAT ホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。

1-7. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用

指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1百万円減少し、利益剰余金が1百万円増加しております。また、この変更による損益及び1株当たり情報への影響は軽微であります。

1-8. 表示の変更

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保証料」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記致しました。

なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「受取保証料」は32百万円であります。

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 230,746百万円

2-2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 (借手側)

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行10行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	13,200百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	13,200百万円

2-3. 保証債務

被保証者	保証債務の内容
(株)ディー・エス・エヌ	(株)ディー・エス・エヌの金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。 金額：27,516百万円 保証限度額 金額：77,500百万円

2-4. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	2,151百万円
長期金銭債権	211百万円
短期金銭債務	28,827百万円
長期金銭債務	189百万円

3. 損益計算書に関する注記

3-1. 関係会社との取引高（区分掲記したものを除く）

営業取引高	
営業収益	5,162 百万円
番組購入取引高	170 百万円
営業費用	9,037 百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息及び配当金	83 百万円
その他	432 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,270,365 株
------	-------------

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	効力発生日
平成27年3月4日 臨時株主総会	普通株式	4,994	2,200	平成27年3月20日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
減価償却超過額	5,245
退職給付引当金	1,210
投資有価証券評価損	1,120
関係会社株式評価損	983
未払費用	500
資産除去債務	497
その他	856
繰延税金資産小計	10,416
評価性引当額	△2,816
繰延税金資産合計	7,599
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△719
資産除去債務に対応する除去費用	△273
その他有価証券評価差額金	△144
未収還付事業税	△91
税務上ののれん	△23
その他	△115
繰延税金負債合計	△1,366
繰延税金資産の純額	6,233

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の次の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	305
固定資産－繰延税金資産	5,928

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(%)

法定実効税率	35.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2
評価性引当額の増減	△1.9
税額控除	△1.7
合併による繰越欠損金の使用等	△6.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.6
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0

(3) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は614百万円減少し、法人税等調整額が682百万円増加しております。

6. 金融商品に関する注記

6-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入及び親会社借入による方針です。なお、当社及び当社子会社は資金の効率的な活用と金融費用削減を目的としてキャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に一時的な余剰資金の運用を目的とした債券及び取引先等の業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

なお、営業債務や借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、番組購入及び通信衛星設備の調達を目的とした為替予約取引であります。なおヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

6-2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	29,463	29,463	—
(2) 売掛金	12,876		
貸倒引当金	△350		
	12,526	12,572	46
(3) 未収入金	1,145		
貸倒引当金	△71		
	1,073	1,073	—
(4) 有価証券及び投資有価証券、 その他有価証券	2,232	2,232	—
(5) 関係会社長期貸付金	906	906	—
(6) 買掛金	185	185	—
(7) 1 年内返済予定の長期借入金	2,402	2,403	1
(8) 未払金	18,371	18,371	—
(9) 視聴料預り金	9,742	9,742	—
(10) 関係会社預り金	18,427	18,427	—
(11) 長期借入金	7,704	7,721	17
(12) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	2,181	2,181	—

（注 1） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注 2） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは手許現金及び随時引き出し可能な預金のため、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金

これらの貸付金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が貸付実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 買掛金、(8) 未払金、(9) 視聴料預り金並びに(10) 関係会社預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1 年内返済予定の長期借入金、(11) 長期借入金

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(12) デリバティブ取引

時価の算定方法は取引先金融機関から提示された価額等によっております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	10,897
非上場株式	536
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	162

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券、その他有価証券」には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

7-1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱スカパーJSATホールディングス	被所有 100.0%	資金の借入	資金の返済	20,000	1年内返済の長期借入金	—
				利息の支払 (注1)	108		
			資金の預り	資金の預り (注2)	11,108	関係会社預り金	11,108
			業務受託	業務受託料 (注3)	116	未収入金	31
	役員の兼務 7名		連結納税に伴う支払予定額	3,190	未払金	3,190	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ㈱スカパーJSATホールディングスからの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、平成26年9月8日に返済しております。

(注2) 当社では、当社及び関係会社等の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、金利については市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額については純増減額を記載しております。

(注3) 業務受託料については、当事者間の交渉により決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7-2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱スカパー・カスタマーリレーションズ	所有 100.0%	資金の貸付・預り	資金の預り (注1)	911	関係会社預り金	1,072
				顧客管理業務の委託	業務手数料の支払 (注2)	7,539	未払金
子会社	㈱衛星ネットワーク	所有 92.0%	資金の貸付・預り	資金の預り (注1)	△59	関係会社預り金	2,421
子会社	㈱ディー・エス・エヌ	所有 65.0%	業務受託	全般管理業務	1,154	未収入金	629
				衛星調達に関する業務受託	16,692	前受収益	24,485
				衛星取得に係る債務保証	27,516		
			役員の兼務 1名				
関連会社	㈱エム・シー・シー	所有 27.5%	通信衛星の割賦販売	売掛金の回収	1,664	売掛金	978

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社では、当社及び関係会社等の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、金利については市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額については純増減額を記載しております。

(注2) 手数料価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注3) 金融機関からの借入(27,516百万円、期限平成43年5月)に対して、債務保証を行っているものであります。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7-3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)スカパー・ブロードキャスティング	なし	資金の貸付・預り	資金の預り (注1)	3,623	関係会社預り金	3,623
			衛星役務の提供	衛星役務利用放送料の受取 (注2)	7,101	—	—
			プラットフォームサービスの提供	顧客管理業務手数料の受取 (注3)	21,174	売掛金	2,644
			役員の兼務 1名				

(注1) 当社では、当社及び関係会社等の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、金利については市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額については純増減額を記載しております。

(注2) 衛星役務利用放送料の価格は、契約約款の定めにより決定しております。

(注3) 顧客管理業務手数料の価格は、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 73,612円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5,769円16銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立及び会社分割)

当社及び親会社である㈱スカパーJSATホールディングスは、平成27年3月4日開催の取締役会決議に基づき、平成27年5月1日付で当社の子会社としてWAKUWAKU JAPAN㈱を設立致しました。また、平成27年5月12日開催の取締役会で、海外向け日本コンテンツチャンネル「WAKUWAKU JAPAN」事業（以下「本事業」）を平成27年7月1日付で簡易吸収分割によりWAKUWAKU JAPAN㈱へ承継することを決議し、同日に吸収分割契約を締結致しました。

なお、平成27年3月4日開催の取締役会では、平成27年7月1日付でWAKUWAKU JAPAN㈱が第三者割当増資を実施し、当社がこれを引き受けることを決議しております。また、㈱海外需要開拓支援機構は当該第三者割当増資を引き受けることを当社と合意しております。

(1) 目的

当社は、平成26年2月に日本のコンテンツを海外に向けて24時間放送するチャンネル「WAKUWAKU JAPAN」を開局して以来、インドネシア、ミャンマーで事業を展開しノウハウ等の取得に努めてまいりましたが、更なる事業の拡大を目指して本事業を事業会社化するものであります。今後は平成32年度までに世界約22カ国で展開し、日本コンテンツの海外展開による収益拡大と、周辺ビジネスの開発を行ってまいります。

(2) 設立した子会社の概要

名称	WAKUWAKU JAPAN㈱
事業内容	海外に向けた日本のコンテンツ配信
設立時期	平成27年5月1日
設立時の資本金等の額	資本金15百万円、資本準備金15百万円
株主及び持株比率	当社 100%

(3) 会社分割の概要

対象となった事業の内容	海外向けの日本コンテンツチャンネル「WAKUWAKU JAPAN」事業
会社分割の法的方式	当社を分割会社とし、WAKUWAKU JAPAN㈱を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）。
承継会社の名称	WAKUWAKU JAPAN㈱
会社分割の時期	平成27年7月1日（予定）
実施する会計処理の概要	「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理致します。 なお、WAKUWAKU JAPAN㈱は、対象事業を遂行するために必要と判断される資産、負債及び契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務を当社から承継します。

(4) 子会社の増資の概要

名称	WAKUWAKU JAPAN㈱
増資金額	10,970百万円 当社が6,570百万円、㈱海外需要開拓支援機構が4,400百万円を、それぞれ第三者割当増資により出資する。 増加する資本金の額は5,485百万円、増加する資本準備金の額は5,485百万円。
払込日	平成27年7月1日（予定）
増資後の株主及び持株比率	当社 60% ㈱海外需要開拓支援機構 40%

10. 退職給付に係る注記

10-1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

また、複数事業主制度である企業年金基金に加入しており、当該年金基金からも従業員への退職給付の支給が行われておりますが、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、従業員の退職等に際して、早期退職者に対しては退職加給金を支払っております。

10-2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,454百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△1百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	3,452百万円
合併による増加	57百万円
勤務費用	336百万円
利息費用	42百万円
数理計算上の差異の当期発生額	151百万円
退職給付の支払額	△133百万円
その他	10百万円
期末における退職給付債務	3,918百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	3,918百万円
未積立退職給付債務	3,918百万円
未認識数理計算上の差異	△339百万円
未認識過去勤務費用	161百万円
退職給付引当金	3,740百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,740百万円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	336百万円
利息費用	42百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	16百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△30百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	366百万円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率： 0.90%

10-3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度である企業年金制度への要拠出額は、127百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成26年3月31日）

年金資産の額	16,132百万円
年金財政計算上の数理債務の額（注）	30,177百万円
差引額	<u>△14,044百万円</u>

（注）前事業年度においては、「年金債務の額（責任準備金＋未償却過去勤務債務残高）」と掲記していた項目

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

4.16%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高13,874百万円、及び繰越不足金169百万円であります。当基金における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0ヶ月（平成26年3月31日現在）の元利均等償却であり、当社は計算書類上、特別掛金を当事業年度42百万円費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は、当社の掛金拠出割合であり、当社の実際の負担割合とは一致しておりません。

11. 企業結合・事業分離に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は、平成26年2月5日開催の取締役会における決議に基づき、㈱オプティキャストを平成26年4月1日付で吸収合併致しました。

(1) 取引の概要

①対象となった会社の名称及び事業の内容

名称	㈱オプティキャスト
事業の内容	光ファイバを利用した映像配信事業

②企業結合の日

平成26年4月1日（効力発生日）

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする簡易合併の手続による吸収合併方式で、㈱オプティキャストは解散しました。

㈱オプティキャストは当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

④結合後企業の名称

スカパーJ SAT㈱

⑤合併の目的

- ・「スカパー！プレミアムサービス光」を含めた「スカパー！」サービスの販売促進・プロモーションのさらなる効率化
- ・フレッツ光を提供する東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱との協力関係をさらに強化し、トリプルプレーサービスの一環としての「スカパー！プレミアムサービス光」の競争力の強化
- ・今後、フレッツ光と親和性の高いIPサービスを早期展開するための体制の強化

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。